

# 法人インターネットバンキング「Biznet」利用規定

2020年4月15日適用

## 〈共通編〉

### 第1条 サービス内容

1. 法人インターネットバンキング「Biznet（ビズネット）」（以下、「本サービス」といいます）は、本サービス所定の申込手続きを完了した契約者（以下、「契約者」といいます）がパーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」といいます）により、インターネットに接続して、次の各種取引等が利用できるサービスです。  
なお、本サービスで利用できる各種取引等は、契約者によって異なる場合があります。契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) オンラインサービス
    - ① あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座（以下、「照会口座」といいます）の「残高照会」並びに「入出金明細照会」（以下、「照会サービス」といいます）を行う取引。
    - ② あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座のうち、契約者が指定した口座（以下、「利用口座」といいます）よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者が指定した当行本支店および当行以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金先口座」といいます）へ入金する取引（以下、「資金移動サービス」といいます）。
    - ③ 資金移動サービスの利用状況の照会（以下、「取引履歴照会」といいます）。
  - (2) 収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」  
利用口座よりご依頼金額を引落しのうえ、契約者が指定した当行提携収納機関（以下、「収納機関」といいます）への税金・各種料金の払込みを行う取引。
  - (3) ファイル伝送サービス
    - ① 契約者からの依頼にもとづき、契約者があらかじめ指定したご依頼金額を引落しのうえ、総合振込、給与振込、賞与振込、等を行う取引。
    - ② あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座から振替を行う取引。
    - ③ あらかじめ指定された当行本支店の契約者名義の口座（以下、「照会口座」といいます）の「入出金明細照会」、「振込入金明細照会」ならびに「口座振替結果照会」を行う取引。
2. 各サービスの詳細については、本規定の「オンラインサービス編」、「収納サービス編」、「ファイル伝送サービス編」によるものとします。
3. 本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは当行所定のものに限りします。

### 第2条 利用申込

1. 本サービスを利用するには、本規定の内容を十分に理解し、その内容が適用されることを承諾した上で当行所定の申込書に所定事項を記載し、申込手続きを行っていただくものとします。
2. 利用申込者は、本利用規定の内容、取引の安全確保のために当行が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した本人確認手段ならびに暗証番号等の不正使用などによるリスク発生の可能性について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスの利用申込者は次の各号全てに該当する方とします。
  - (1) 法人、法人格のない団体（権利能力なき社団・財団）または個人事業主の方
  - (2) 当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方
  - (3) 電子メールアドレス（パソコン）を保有されている方
4. サービスの利用開始にあたっては以下のとおりとします
  - (1) 契約者は、本サービスで利用する各種取引について、あらかじめ申込書により届出し、かつ当行が承認した取引について利用できるものとします。
  - (2) 当行は、申込み受理後、本サービスの利用時に契約者本人であることを確認するために必要な「契約法人ID」と、「(仮)契約法人暗証番号」および「(仮)契約法人確認暗証番号」を発行し、当行所定の方法により契約者に通知します。契約者は「(仮)契約法人暗証番号」および「(仮)契約法人確認暗証番号」をお取引に使用する「契約法人暗証番号」および「契約法人確認暗証番号」に変更することによりお取引を開始することができます。契約者は、「契約法人ID」と、「契約法人暗証番号」および「契約法人確認暗証番号」の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由の如何を問わず管理者以外の第三者に開示し、また使用させてはならないものとします。
  - (3) 契約者は、当行が定める方法により登録した自己の従業員等（以下「サービス利用者」といいます）のみを介して本サービスを使用できるものとし、契約者の責任においてサービス利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担することとします。
5. 当行は次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
  - (1) 利用申込時に虚偽の事項を届けたことが判明したとき
  - (2) その他、当行が利用を不適当と判断したとき
6. 利用申込の承認後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当行はその承諾を取り消す場合があります。ただし、承諾が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務については本規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何

を問わず、いかなる責任をも負わないものとします。

7. 当行が申込書等に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの申込書等につき偽造、変造、盗用その他事故等があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 第3条 パソコン使用

契約者は、本サービスの利用に際して使用できるパソコンおよび回線等の使用環境について、契約者の負担及び責任において準備するものとし、本サービスの利用に適した状況および環境に設定し維持するものとします。

### 第4条 代表口座・利用口座

1. 契約者はあらかじめ申込書により、当行本支店における契約者名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座（以下、「代表口座」といいます。）として届出るものとします。また、代表口座の変更はできないものとします。
2. 契約者は代表口座以外に当行本支店における契約者名義の普通預金口座または当座預金口座を本サービスによる取引に使用する口座（以下、「利用口座」といいます。）として届出るものとします。なお、登録できる「代表口座」および「利用口座」は当行所定の預金種目、かつ当行が認める口座とします。
3. 登録できる利用口座の口座数は、当行所定の口座数以内とします。なお、当行は口座利用として登録できる口座数および預金種目を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
4. 利用口座の追加・削除については、当行所定の書面により、当行宛届出るものとします。また、利用口座は、契約者本人名義の口座ならびに契約者の本社・支社・支店名義、またはこれに類する名義の口座とします。

### 第5条 利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。なお、利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなくこれを変更する場合があります。

なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

### 第6条 手数料等

1. 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料（消費税等相当額を含みます）をお支払いいただきます。この場合、当行は代表口座から、代表口座にかかる各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなしに、当行所定の日に、当行所定の方法により自動引き落しします。（当座貸越により引き落とす場合を含みます。）また、当行は利用手数料についての領収書は発行いたしません。なお、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、パソコンその他機器等については、契約者が負担するものとします。
2. 本サービスによる資金移動（振込・振替）サービス、ファイル伝送サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料・取扱手数料（消費税を含みます）等、（以下「手数料等」といいます）をお支払いいただきます。当行は手数料等を代表口座から、代表口座にかかる各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなしに、当行所定の日に、当行所定の方法により自動引き落しします。（当座貸越により引き落とす場合を含みます。）また、当行は手数料等についての領収書は発行いたしません。
3. 当行は利用手数料等の手数料金額およびその支払方法等を、事前に契約者に通知することなく変更する場合があります。また、この利用手数料等以外の本サービスに係る諸手数料についても、提供するサービス等の変更にとりも新設または改定する場合があります。

### 第7条 業務の実施・運営

当行は、本サービスの実施・運営の一部の業務について、当行関連会社に業務委託できるものとします。これにとりも当行は契約者情報等について、必要に応じて当行関連会社に開示するものとします。なお、当行関連会社は当該情報について当行と同様、第16条の「契約者情報の取扱」を遵守するものとします。

### 第8条 管理者及び利用者（管理者以外の利用者）

1. 本サービス使用者のうち、第2条1項で申込書により届出し当行が承認した本サービスに関する取引全ての利用権限を有する責任者（以下、「管理者」といいます。）を、当行所定の方法で契約者が指定するものとします。
2. 契約者は、管理者に本サービスの利用に関する「契約法人ID」と、「契約法人暗証番号」および「契約法人確認暗証番号」（以下、2つの暗証番号を一括して「管理者パスワード」といいます。）の設定、および、契約者の「Eメールアドレス」の登録を行なわせることとし、他の従業員等の第三者にそれらの行為をさせてはならないものとします。なお、当行は、管理者による契約法人ID・管理者パスワードの設定等である限り、それを契約者の真正な意思による行為とみなし、それにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 契約者は、管理者に変更、または管理者に関する登録内容の変更について、当行所定の方法ですみやかに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあります。この場合、当行は、当行での変更手続きが完了するまでの間、管理者および利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

4. 管理者は、パソコン操作により当行所定の方法で、管理者以外の本サービス使用者（以下、「利用者」といいます）を指定し、利用者毎の利用権限を設定することができるものとします。
5. 管理者は、パソコン操作により当行所定の方法で、利用者を追加指定または削除することができるものとします。

## 第9条 各種パスワード等の設定・管理

### 1. パスワード等の設定

#### (1) 管理者パスワード

管理者は、本サービスを初めて利用する際に、パソコン操作により当行所定の方法で「ご利用開始のご案内（暗証番号等通知書）」に記載の管理者パスワードを変更するものとします。この変更手続きによって当行に届けられたパスワードを本サービスの正式な管理者パスワードとします。

#### (2) 利用者ID・パスワード

① 利用者が使用する「利用者ID」と、「利用者暗証番号」および「利用者確認暗証番号」（以下、2つの暗証番号を一括して「利用者パスワード」といいます）、その他利用権限等は第8条4項の利用者指定時において管理者が任意に設定できるものとします。また、設定が完了した利用者ID・利用者パスワード等は、管理者が責任をもって利用者へ通知するものとします。

② 利用者は、本サービスを初めて利用する際に、パソコン操作により当行所定の方法で利用者パスワードの変更を行うものとします。この変更手続きによって登録されたパスワードを本サービスの正式な利用者パスワードとします。

### 2. パスワード等の管理

#### (1) 「ご利用開始のご案内（暗証番号等通知書）」およびパスワード等の管理

初回ご利用時に必要な「ご利用開始のご案内（暗証番号等通知書）」は契約者が厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないように十分注意してください。なお、盗難・紛失の場合は、直ちに契約者が当行所定の書面により当行宛届出してください。当行は、その書面により、本サービスの取扱を中止する等の措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、管理者パスワード・利用者パスワードは第三者に教えたり容易に漏洩するような方法で記録等をしないでください。他人に知られたおそれのある場合には、直ちにパソコンにより、パスワードの変更・利用停止等、必要な措置を行ってください。

#### (2) パスワードの変更

サービス利用開始後の管理者パスワードおよび利用者パスワードの変更は、パソコンにより随時行うことができます。パスワードは安全性を高めるため、定期的に変更してください。また、生年月日・電話番号・同一番号等、他人から推測されやすい番号は使用しないでください。

#### (3) パスワードを失念した場合

管理者パスワードを失念した場合は、契約者が当行所定の書面により届出してください。当行は、その書面により当行所定の手続きを行います。ただし、届出日から当行所定の期間は本サービスを利用できませんのであらかじめご了承ください。なお、利用者パスワードを失念した場合は、管理者にてパソコン操作により、当行所定の方法で利用者パスワードの再設定を行ってください。

#### (4) 誤ったパスワードを連続入力した場合

① 管理者パスワードの入力を当行所定の回数以上連続して誤った場合は、その時点で当行は本サービスの取扱を中止することができるものとします。利用を再開する場合には、契約者が当行所定の書面により届出してください。当行は、その書面により当行所定の手続きを行います。ただし、届出日から当行所定の期間は本サービスを利用できませんのであらかじめご了承ください。

② 利用者パスワードの入力を当行所定の回数以上連続して誤り、当行が本サービスの取扱を中止した場合には、管理者にてパソコン操作により、当行所定の方法で利用再開等の手続きを行ってください。なお、別途「オンラインサービス編」、「収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」編」、「ファイル伝送サービス編」に定めのある場合については、各々で定める規定に従い取り扱うものとします。

## 第10条 Eメール通知の利用

1. Eメール通知を希望する場合は、電子メールアドレスをパソコンにより登録してください。
2. 当行は取引結果その他の通知・連絡を届出の契約者または利用者の電子メールアドレスに送信します。
3. 届出の電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法で登録を変更するものとします。
4. 当行が、届出の契約者または利用者の電子メールアドレスに、送信したうちは、通信障害その他の事由により電子メールの未着・延着が発生したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
5. 契約者が届出た契約者または利用者の電子メールアドレスが契約者または利用者の責めにより、契約者または利用者以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第11条 本人確認及び取引の依頼・確定・確認

1. 当行は、契約法人IDおよび第9条1項(1)により届出の管理者パスワード、第9条1項(2)により届出の利用者ID・利用者パスワードと、パソコンから送信された契約法人ID・管理者パスワード、利用者ID・利用者パスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。
2. 当行が前項の本人確認を適正に実施したうちは、契約法人ID・管理者パスワード、利用者ID・利用者パスワードにつき不正使用、その他事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 本サービスによる取引の依頼は、第11条1項に従った本人確認手続により、契約者がパソコンを使用して取引に必要な所定事項を当行の指定する方法で当行に正確に伝達して行うものとします。
4. 当行は契約者から前項3の取引の依頼を受けた後、その内容を契約者が依頼のために用いたパソコンに表示するので、契約者はその内容が正しい場合には、当行の指定する方法により確認した旨を当行に伝達するものとし、当行がこれを確認したことにより当該取引の依頼が確定したものとします。当行が契約者からの依頼内容をパソコンに表示しない取引については、前項3の取引の依頼を当行が受けた時点で当該取引が確定したものとします。また、特に定めのない限り取引依頼が確定した後に、依頼内容の取消し、変更は出来ないものとします。
5. 資金の引き落としを行なう取引を利用した場合、契約者は依頼内容および処理結果について、資金移動送信完了画面・払込完了画面・取引履歴照会結果画面・収納サービス取引履歴照会結果画面・入出金明細照会画面、預金通帳への記帳、当座勘定照合表により契約者の責任においてその内容を照合してください。万一、取引内容に相違がある場合は、ただちにその旨を当行取引店へ連絡してください。
6. 取引内容の記録は以下の通りとします
  - (1) 当行は本サービスによる取引内容を電磁的記録により当行所定の期間保存します。
  - (2) 本サービスによる取引依頼内容等について契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保有する電子的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第12条 解約・一時停止等

1. 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが完了した後に有効となります。解約手続き完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 前項の規定に関わらず、本サービスによる取引において未処理のものがある場合等、当行が必要と認めた場合については、即時解約ができない場合があります。なお、当該手続きには本規定が適用されます。
3. 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
4. 当行が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
5. 本サービスが解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負わないものとします。
6. 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。
7. 登録口座（代表口座以外の利用口座）が解約されたときは、その口座にかかる限度において本サービスは解約されたものとみなします。
8. 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
  - (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
  - (4) 相続の開始があったとき
  - (5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
  - (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
  - (7) 解散その他営業活動を休止したとき
  - (8) 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出たことが判明したとき
  - (9) 本規定に違反したとき
  - (10) その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
9. 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

## 第13条 禁止行為

1. 契約者は本規定に基づく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ等することはできません。
2. 契約者は本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
  - (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪的行為に結びつく行為
  - (3) 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
  - (4) 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
  - (5) 他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
  - (6) 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
  - (7) 本サービスの運営を妨げるような行為

- (8) 本サービスで提供される情報を不正の目的を持って利用する行為
- (9) 当行の信用を毀損するような行為
- (10) 風説の流布、その他法律に反する行為
- (11) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または、他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
- (12) その他当行が不適當・不適切と判断する行為

#### 第14条 サービスの追加・廃止及び規定の変更

1. 本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込無しに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。また、サービスの追加時には本規定を追加・変更する場合があります。
2. 本サービスで利用しているサービスの全部または一部について、合理的かつやむを得ない事由がある場合は、サービスを廃止する場合があります。この場合は内容を記載した店頭表示、インターネット、又はその他の方法により周知します。
3. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭表示、インターネット、又はその他の方法により周知します。なお変更については、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第15条 サービスの休止

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な理由がある場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく本規定にもとづくサービスを一時停止または中止することができるものとします。この休止の時期等については当行のホームページ等により知らせるものとします。

#### 第16条 契約者情報の取扱

1. 当行は、次の契約者情報を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分に注意をはらうとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報の利用を行いません。
  - (1) 契約者が本サービスの利用申込時に届け出た契約者に関する情報、および契約者より登録された本サービス使用者に関する情報、また第19条1項の定めに基づき変更された情報（以下、「契約者情報」といいます。）
  - (2) 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用にともなう種々の情報（以下、「契約者取引情報」といいます。）
2. 契約者は、契約者情報および契約者取引情報（以下、「契約者登録情報」といいます）につき、当行がთვისの目的のために業務上必要な範囲で使用することをあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) 商品、サービスの企画・開発
  - (2) ダイレクトメール、電子メール等の発送・送信
  - (3) 契約者の管理
  - (4) その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為
3. 当行は次の場合を除き契約者登録情報を第三者に開示しないものとします。
  - (1) あらかじめ契約者の同意が得られた場合
  - (2) 法令にもとづき開示が求められた場合
  - (3) 個別の契約者を識別できない状態で提供する場合
  - (4) 当行のグループ会社に対して、当該契約者への商品・サービス等の案内をはじめとする、その他業務への利用のため提供する場合
4. 当行は当行が定める所定の期間を経過したときは、契約者登録情報を破棄することができるものとします。
5. 当行は、契約者に事前に通知することなく当行関連会社の範囲を変更することができるものとします。当該変更を行なった場合は、当行は変更実施後に当行所定の方法により契約者へ通知します。

#### 第17条 契約期間

本規定に基づく当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

#### 第18条 通知手段

当行は契約者に対し、当行からの通知・確認・案内等を行う場合があります。契約者は当行からの通知・確認・案内等の手段として、郵便、電話、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

#### 第19条 届出事項の変更

1. 契約者は届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により届出るものとします。また変更の届出は、当行の変更手続きが完了した後に有効となります。なお、この届出の前に生じた損害については、契約者が全ての責任を負うものとし、当行は一切その責任を負いません。
2. 契約者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行は一切その責任を負わないものとします。
3. 当行は、変更内容を審査し、本サービスの提供を中止または解約する場合があります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、責任を負いません。

4. 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信または送付書類を送付した場合には、本条の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第20条 免責事項等

1. 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 公衆回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
3. 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
4. コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
5. 契約者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について承知し、そのリスク内容を承諾のうえ本サービスの利用を行なうものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 本サービスの利用に関してその他当行の責めによらない事由により契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。
7. 契約者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は該当契約者に対して、その損害賠償を請求できるものとします。

#### 第21条 海外からの利用

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとし、契約者は海外からのご利用については、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

#### 第22条 移管

1. 利用口座を契約者の都合で移管する場合、本規定に基づく契約は解約となります。移管後も本サービスを利用いただく場合には、移管後の口座であらたに契約の手続きを行ってください。
2. 利用口座が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管された場合には、原則として、本規定に基づく契約は新しい取引店に移されます。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただきますのでご了承ください。

#### 第23条 関係規定の適用・準用

本契約に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。なお、これらの規定をご希望の場合は当行本支店の窓口にご来店ください。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されます。

#### 第24条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

## 〈オンラインサービス編〉

#### 第1条 (照会サービス)

##### 1. サービス内容

照会サービスとは、契約者からのパソコンによる依頼に基づき、当行所定の方法により契約者の指定する代表口座または利用口座について次の口座情報を提供するサービスをいいます。

- (1) 残高照会
- (2) 入出金明細照会

##### 2. 依頼方法

契約者が照会サービスを依頼する場合、パソコンにより所定事項を当行宛に正確に送信してください。

当行は依頼内容について、契約者に確認画面を表示しますので、内容が正しい場合には、確認した旨を当行が指定する方法で当行に伝達してください。取引依頼は、契約者が確認した旨を当行が確認した時点で確定するものとします。

##### 3. 提供内容の変更・取消等

契約者からの依頼に基づき当行が提供した口座情報は、その内容を当行が証明するものではありません。振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、提供後であっても取引内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、変更・取消により生じた損害について、当行は責任を負いません。

##### 4. 口座情報の保有期間

当行が提供する口座情報の保有期間は、当行所定の期間内とします。

## 第2条（資金移動サービス）

### 1. サービス内容

(1) 資金移動サービスとは、契約者からのパソコンによる依頼に基づき、当行があらかじめ契約者から届出を受けた代表口座または利用口座（以下「支払口座」といいます）より契約者が指定する金額（以下、「振込・振替金額」といいます）を引落としのうえ、契約者が指定する「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行および他の金融機関の国内本支店にある預金口座（以下「入金口座」といいます）あてに振込または振替を行うサービスをいいます。なお、当行は契約者の指定する支払口座および入金口座により振込または振替として取扱います。また、いずれの場合も入金口座は当行所定の預金種目とします。

#### ① 振替

契約者の指定する支払口座と入金口座が、当行同一店で且つ同一名義の資金移動を振替として取扱います。なお、振替の取扱は当行所定の申込書により事前に届出を受け登録した口座に限ります。

#### ② 振込

契約者の指定する入金口座が、前記の振替に該当しない資金移動を振込として取扱います。なお、取扱は「電信扱い」に限ります。

#### ③ 資金移動サービスにて依頼した取引内容の照会。

(2) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税相当額を含みます）をお支払いいただきます。なお、振込手数料は毎月の当行所定の日に、前1ヶ月分を一括して代表口座から自動引落としいたします。

(3) 入金口座は、当行所定の申込書により契約者から事前に届出があった場合には、当行にて登録します。また、振込の入金口座については、契約者がパソコンにより当行所定の方法でその都度登録することもできるものとします。

### 2. 取引限度額

(1) この取扱いにおける取引1回あたりおよびパソコン操作日1日あたりの取引限度額は当行所定の金額の範囲とし、その範囲内で別途契約者がパソコンにより、取引1回あたり、およびパソコン操作日1日あたりの取引限度額を設定できるものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

(2) 当行は、当行所定の取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

### 3. 取引の依頼と確定

契約者は、パソコンから当行所定の操作方法により入力項目を正確に入力し、当行所定の利用時間内に当行に伝達してください。依頼内容について、契約者に確認画面を表示しますので、内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当該取引依頼は、当行が伝達された内容を確認した時点で確定するものとします。

### 4. 資金の引き落とし

(1) 資金の引き落としをとともなう取引については、前項の取引依頼が確定した後、当行が手続きを行う時点で、契約者の指定する支払口座より振込資金・振替資金を引き落としのうえ、当行所定の方法により振込・振替の手続きを行います。資金の引き落としについては、当該支払口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなしに、当行所定の方法により引き落としを行うものとします。

(2) 資金の引き落とし時において、引き落とし金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額（当行が定める一部の取引については、当座貸越（総合口座取引における貸越を含みます）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じとします）を超える場合は、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、資金の引き落とし日において、当該支払口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該支払口座から払い戻すことができる金額を超える場合は、そのいずれかを引き落とすかは当行の任意とします。

### 5. 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者はパソコンにて受付結果を確認してください。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には、本サービスの共通編第11条5項の方法により確認してください。

### 6. 取引の予約

資金移動サービスの振込・振替の取引の依頼は、依頼日当日のほか、依頼日の翌営業日以降当行所定の日までの期間について手続きの予約ができます。これを「振込・振替予約」といいます。なお、振込・振替予約の利用時間も当行所定の時間内とし、振込・振替資金は当行が依頼を受けた取引を処理する時点で、支払口座より当行所定の方法で自動引き落としします。

### 7. サービス取扱い不能事由

以下に該当する場合は、資金移動サービスの取扱いはできません。

- (1) 支払口座が解約されているとき。
- (2) 1回または1日あたりの振込・振替金額が、当行所定の振込限度額を超えるとき。
- (3) 契約者から支払口座への支払い停止の届出があり、それに基づいて当行が所定の手続きを行ったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めるとき。
- (5) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (6) 当行または他金融機関の通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (7) 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。

### 8. 振込資金の照会・返却

当行が契約者の依頼に基づき発信した振込通知について、振込先金融機関から照会があった場合、または、入金先口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行は契約者に対し、依頼内容について照会することがあります。当行からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、当行は振込資金を支払口座に入金します。なおこの場合、振込手数料は返却いたしません。

## 9. 依頼内容確定後の取消、変更、組戻し

### (1) 取消、変更

取引依頼内容が確定した後の依頼内容の取消、変更（確定したデータの一部の取消、および一部変更を含みます）はできないものとします。

### (2) 組戻し

① 確定した振込の依頼に基づき、当行から振込発信した後、契約者が当該振込の組戻しの依頼をする場合は、代表口座の取引店に当行所定の方法により申込むものとします。

② 組戻しは、当行所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻し依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。この場合、当行所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。

③ 組戻しは、振込先の金融機関の承諾後にできるものとします。したがって、当行が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しできない場合があります。

④ 組戻しにより振込資金が返却された場合には、当該資金を引き落とし支払口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

## 10. 受取書の不発行

当行は、本サービスによる振込・振替の取扱分について受取書を発行いたしません。

## 〈収納サービス「Pay-easy（ペイジー）」編〉

### 第1条 税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

#### 1. サービス内容

税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「料金等払込みサービス」といいます）とは、契約者からのパソコンによる依頼に基づき、税金、手数料、料金等（以下、「料金等」といいます。）を契約者が指定した代表口座または、利用口座から引き落とすことにより、契約者が指定する当行所定の収納機関に対し、料金等の払込みを行うサービスをいいます。

#### 2. 取引限度額

(1) この取扱いにおける取引1回あたりおよびパソコン操作日1日あたりの取引限度額は当行所定の金額の範囲とし、その範囲内で別途契約者がパソコンにより、取引1回あたり、およびパソコン操作日1日あたりの取引限度額を設定できるものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

(2) 当行は、当行所定の取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

#### 3. 依頼内容の確定

(1) 料金等払込みをするときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。

(2) 契約者はパソコンを通じて、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼するものとします。但し、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキングに引き継がれます。

(3) 前項(2)の照会または前項但書の引継ぎの結果として契約者のパソコンの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者は引き落とし口座番号を指定し、また、その他当行所定の事項を正確に入力してください。

(4) 当行は受信した内容を契約者のパソコン画面に表示します。契約者はその表示内容を確認のうえ、管理者パスワードを入力してください。当行は受信した管理者パスワードと届出の管理者パスワードとの一致を確認した場合は、当行所定の方法で料金等払込みを行います。

(5) 料金等払込みにかかる取引は、当行がコンピュータ・システムにより契約者からの取引依頼内容を確認して当該払込資金を預金口座から引き落としした時に成立するものとします。

#### 4. 資金の引き落とし

(1) 前項の取引依頼が確定した後、当行は契約者の指定する支払口座より料金等払込にかかる資金を引き落としのうえ、当行所定の方法により手続きを行います。資金の引き落としについては、当該支払口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなしに、当行所定の方法により引き落としを行うものとします。

(2) 資金の引き落とし時において、引き落とし金額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額（当行が定める一部の取引については、当座貸越（総合口座取引における貸越を含みます）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じとします）を超える場合は、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、資金の引き落とし日において、当該支払口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該支払口座から払い戻すことのできる金額を超える場合は、そのいずれかを引き落とすかは当行の任意とします。

#### 5. サービス取扱い不能理由

以下に該当する場合は、料金等払込みサービスの利用はできないものとします。

(1) 支払口座が解約されているとき。

(2) 1回または1日あたりの利用金額が、当行所定の金額を超えるとき。

(3) 契約者から支払口座への支払い停止の届出があり、それに基づいて当行が所定の手続きを行ったとき。

(4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。

(5) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。



- (6) 当行または他金融機関の通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (7) 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。
- (8) 収納機関から納付情報または請求情報について、当行所定の確認ができない場合。

#### 6. 利用時間

料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用ができないことがあります。

#### 7. 依頼確定後の変更・取消

料金等払込みにかかる依頼が確定した後は、料金等払込みの申込みを変更または取消することはできないものとします。

#### 8. 領収書の不発行

当行は、料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

#### 9. 収納機関からの取消

収納機関からの連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。

#### 10. 利用の停止・再開

当行または収納機関所定の回数を超えて所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用を停止することができるとします。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

## 〈ファイル伝送サービス編〉

### 第1条 ファイル伝送サービス

#### 1. サービス内容

- (1) ファイル伝送サービスとは、契約者がパソコンを使用し、インターネットを通じて当行に「総合振込」、「給与振込」（賞与振込を含みます。以下同じとする。）、「預金口座振替」の各データを一括して伝送し、当行がその手続きを行うサービス、並びに当行所定の申込書により届出された代表口座、利用口座について「入出金明細」、「振込入金」の口座情報を提供するサービスをいいます。
- (2) ファイル伝送サービスの利用は、当行所定の申込書により申込みを行い、当行が承諾した契約者に限らせていただきます。
- (3) 「総合振込」、「給与（賞与）振込」、「預金口座振替」は、本規定に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で締結した「総合振込に関する契約書」、「給与振込に関する契約書」、「ファイル伝送による預金口座振替契約書」の定めによるものとします。

#### 2. 依頼データの形式

契約者が当行に送信する取引依頼データ（以下単に「データ」といいます）は、全国銀行協会で定められたデータフォーマットの他、当行所定の形式とします。

### 第2条 総合振込

#### 1. 総合振込サービスの内容

- (1) 当行は、契約者からの依頼による「ファイル伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。
- (2) 振込資金の支払口座は、当行に届出した代表口座とします。
- (3) 振込を指定できる預金口座（以下「入金口座」といいます）は、当行本支店の当行所定の預金種目、並びに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある当行所定の預金種目とします。
- (4) 総合振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。なお、振込手数料は毎月の当行所定の日に、前1ヶ月分を一括して代表口座から自動引落しいたします。
- (5) 当行は、振込金の受取人に対し、入金通知は行いません。

#### 2. 取引限度額

- (1) この取扱いにおける取引1回あたりおよびパソコン操作日1日あたりの取引限度額は当行所定の金額の範囲とし、その範囲内で別途契約者がパソコンにより、取引1回あたり、およびパソコン操作日1日あたりの取引限度額を設定できるものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- (2) 当行は、当行所定の取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

#### 3. 取引の依頼と確定

- (1) 総合振込サービスは、当行所定の期間の当行営業日のうちから処理指定日（以下、「振込指定日」といいます）を契約者のパソコンから指定し振込を依頼してください。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2) 契約者は、パソコンから当行所定の操作方法により入力項目を正確に入力し、当行所定の利用時間内に当行に伝達してください。依頼内容について、契約者に確認画面を表示しますので、内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当該取引依頼は、当行が伝達された内容を確認した時点で確定するものとします。

#### 4. 資金の引き落とし

- (1) 前項の取引依頼が確定した後、当行は振込指定日に代表口座より振込資金を引き落としのうえ、当行所定の方法により振込の手続きを行います。資金の引き落としについては、代表口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなしに、当行所定の方法により引き落としを行うものとします。
- (2) 資金の引き落とし時において、引き落とし金額が代表口座から払い戻すことのできる金額（当行が定める一部の取引

については、当座貸越（総合口座取引における貸越を含みます）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じとします）を超える場合は、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、資金の引き落とし日において、代表口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が代表口座から払い戻すことができる金額を超える場合は、そのいずれかを引き落とすかは当行の任意とします。

#### 5. 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者はパソコンにて受付結果を確認してください。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には、本サービスの共通編第11条5項の方法により確認してください。

#### 6. サービス取扱い不能事由

以下に該当する場合は、総合振込サービスの取扱いはできません。

- (1) 代表口座が解約されているとき。
- (2) 資金の引き落とし時において、引き落とし金額が代表口座から払い戻すことのできる金額を超える場合。
- (3) 1回または1日あたりの振込金額が、当行所定の振込限度額を超えるとき。
- (4) 契約者から代表口座への支払い停止の届出があり、それに基づいて当行が所定の手続きを行ったとき。
- (5) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不適当と認めたとき。
- (6) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (7) 当行または他金融機関の通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (8) 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。

#### 7. 振込資金の照会、返却

当行が契約者の依頼に基づき発信した振込通知について、振込先金融機関から照会があった場合、または、入金先口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行は契約者に対し、依頼内容について照会することがあります。当行からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、当行は振込資金を代表口座に入金します。なおこの場合、振込手数料は返却いたしません。

#### 8. 依頼内容確定後の取消、変更、組戻し

- (1) 取消、変更
  - ① 取引依頼内容が確定した後、当行が振込資金を代表口座から引き落としした後においては依頼内容の取消、変更（確定したデータの一部の取消、および一部変更を含みます）はできないものとします。
  - ② 振込依頼の確定後、当行が振込資金を引き落とすまでの間は、当該振込を取り消すことができます。その場合契約者は、代表口座の取引店に当行所定の方法により申し出るものとします。
- (2) 組戻し
  - ① 確定した振込の依頼に基づき、当行から振込発信した後、契約者が当該振込の組戻しの依頼をする場合は、代表口座の取引店に当行所定の方法により申込むものとします。
  - ② 組戻しは、当行所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻し依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。この場合、当行所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。
  - ③ 組戻しは、振込先の金融機関の承諾後にできるものとします。したがって、当行が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しできない場合があります。
  - ④ 組戻しにより振込資金が返却された場合には、当該資金を引き落としした代表口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

#### 9. 受取書の不発行

当行は、本サービスによる総合振込の取扱分について受取書は発行いたしません。

### 第3条 給与（賞与）振込

#### 1. 給与（賞与）振込サービスの内容

- (1) 当行は、契約者からの依頼による「ファイル伝送サービス」を利用した給与（賞与）振込事務を受託します。
- (2) 給与（賞与）振込資金の支払口座は、当行に届出した代表口座とします。
- (3) 給与（賞与）振込を指定できる預金口座（以下「入金口座」といいます）は、当行本支店の当行所定の預金種目、並びに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある当行所定の預金種目とします。
- (4) 給与（賞与）振込の受付にあたっては、当行所定の基準により振込手数料をお支払いいただく場合があります。なお、給与（賞与）振込にかかる振込手数料は、毎月の当行所定の日に、前1ヶ月分を一括して代表口座から自動引落としいたします。
- (5) 当行は、給与（賞与）振込金の受取人に対し、入金通知は行いません。

#### 2. 取引限度額

- (1) この取扱いにおける取引1回あたりおよびパソコン操作日1日あたりの取引限度額は当行所定の金額の範囲とし、その範囲内で別途契約者がパソコンにより、取引1回あたり、およびパソコン操作日1日あたりの取引限度額を設定できるものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- (2) 当行は、当行所定の取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

#### 3. 取引の依頼と確定

- (1) 給与（賞与）振込サービスは、当行所定の期間の当行営業日のうちから処理指定日（以下、「振込指定日」といいます）を契約者のパソコンから指定し振込を依頼してください。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (2) 契約者は、パソコンから当行所定の操作方法により入力項目を正確に入力し、当行所定の利用時間内に当行に伝達し

てください。依頼内容について、契約者に確認画面を表示しますので、内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当該取引依頼は、当行が伝達された内容を確認した時点で確定するものとします。

#### 4. 資金の引き落とし

- (1) 前項の取引依頼が確定した後、当行所定の指定日に代表口座より振込資金を引き落としのうえ、当行所定の方法により振込の手続きを行います。振込資金の引き落としについては、代表口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなしに、当行所定の方法により引き落としを行うものとします。
- (2) 資金の引き落とし時において、引き落とし金額が代表口座から払い戻すことのできる金額（当行が定める一部の取引については、当座貸越（総合口座取引における貸越を含みます）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じとします）を超える場合は、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、資金の引き落とし日において、代表口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が代表口座から払い戻すことのできる金額を超える場合は、そのいずれかを引き落とすかは当行の任意とします。

#### 5. 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者はパソコンにて受付結果を確認してください。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には、本サービスの共通編第11条5項の方法により確認してください。

#### 6. サービス取扱い不能事由

以下に該当する場合は、総合振込サービスの取扱いはできません。

- (1) 代表口座が解約されているとき。
- (2) 1回または1日あたりの振込金額が、当行所定の振込限度額を超えるとき。
- (3) 契約者から代表口座への支払い停止の届出があり、それに基づいて当行が所定の手続きを行ったとき。
- (4) 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。
- (5) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (6) 当行または他金融機関の通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- (7) 当行の責めに帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。

#### 7. 振込資金の照会、返却

当行が契約者の依頼に基づき発信した振込通知について、振込先金融機関から照会があった場合、または、入金先口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行は契約者に対し、依頼内容について照会することがあります。当行からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、当行は振込資金を代表口座に入金します。なおこの場合、振込手数料は返却いたしません。

#### 8. 依頼内容確定後の取消、変更、組戻し

##### (1) 取消、変更

- ① 取引依頼内容が確定した後、当行が振込資金を代表口座から引き落としした後においては依頼内容の取消、変更（確定したデータの一部の取消、および一部変更を含みます）はできないものとします。
- ② 振込依頼の確定後、当行が振込資金を引き落とすまでの間は、当該振込を取り消すことができます。その場合契約者は、代表口座の取引店に当行所定の方法により申し出るものとします。

##### (2) 組戻し

- ① 確定した振込の依頼に基づき、当行から振込発信した後、契約者が当該振込の組戻しの依頼をする場合は、代表口座の取引店に当行所定の方法により申込むものとします。
- ② 組戻しは、当行所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻し依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。この場合、当行所定の組戻し手数料をお支払いいただきます。
- ③ 組戻しは、振込先の金融機関の承諾後にできるものとします。したがって、当行が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しできない場合があります。
- ④ 組戻しにより振込資金が返却された場合には、当該資金を引き落としした代表口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

#### 9. 受取書の不発行

当行は、本サービスによる給与（賞与）振込の取扱分について受取書を発行いたしません。

### 第4条 預金口座振替

#### 1. 預金口座振替サービスの内容

- (1) 当行は、契約者と締結した「ファイル伝送による預金口座振替契約書」に基づく、預金口座振替による収納事務に関し、本サービス契約者の代表口座の取引店を取りまとめ店として、契約者からの依頼による「ファイル伝送サービス」を利用した預金口座振替収納事務を受託します。
- (2) 契約者が、預金口座振替サービスにより引き落としを指定できる預金口座は、預金者から「ファイル伝送による預金口座振替依頼書」の提出を受け、当行が承諾した当行本支店の当行所定の預金種目とします。  
なお、口座振替依頼書等の取扱は「ファイル伝送による預金口座振替契約書」により取扱うものとします。
- (3) 預金口座振替の依頼は、当行所定の方法により、当行所定の時限までに行うものとします。
- (4) 預金口座振替の受付にあたっては、「ファイル伝送による預金口座振替契約書」に基づく、当行所定の取扱手数料をお支払いいただきます。
- (5) 預金口座振替した資金は、「ファイル伝送による預金口座振替契約書」にかかわらず代表口座または利用口座に入金するものとします。

## 2. 取引限度額

- (1) この取扱いにおける取引1回あたりおよびパソコン操作日1日あたりの取引限度額は当行所定の金額の範囲とし、その範囲内で別途契約者がパソコンにより、取引1回あたり、およびパソコン操作日1日あたりの取引限度額を設定できるものとします。なお、取引限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- (2) 当行は、当行所定の取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

## 3. 取引の依頼と確定

- (1) 預金口座振替サービスによる振替指定日は、「ファイル伝送による預金口座振替契約書」の所定の日とします。
- (2) 契約者は、パソコンから当行所定の操作方法により入力項目を正確に入力し、当行所定の利用時間内に当行に伝達してください。依頼内容について、契約者に確認画面を表示しますので、内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当該取引依頼は、当行が伝達された内容を確認した時点で確定するものとします。
- (3) 当行は取引の依頼内容が確定した後、契約者から送信されたデータに基づき振替指定日に預金者の口座から振替処理を行います。なお、振替処理は、預金口座振替依頼データに記載されている口座番号により預金者の口座から引落とすことにより行います。

## 4. 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者はパソコンにて受付結果を確認してください。受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には、本サービスの共通編第11条5項の方法により確認してください。

## 5. 振替依頼の変更・取消

- (1) 依頼内容の変更・取消  
契約者は、預金口座振替依頼データを当行が受信した後にその内容を変更（一部の変更を含みます）、取消（一部取消を含みます）することはできません。

## 6. 停止通知

契約者は、預金口座振替依頼データを当行が受信した後に預金口座振替による収納事務を停止するときは、当該預金者の氏名等を取りまとめ店に通知するものとします。

## 7. 振替結果等

- (1) 当行が提供する預金口座振替の結果明細データは、全国銀行協会で定められたデータフォーマットの他、当行所定の形式とします。
- (2) 預金口座振替の結果の照会は当行所定の時限より行うことができるものとします。なお、契約者はあらかじめ当行所定の方法により、振替結果の種類（全明細・不能明細）を届出るものとします。
- (3) 当行は、預金口座振替に関して預金者に対する振替済みの通知、および入金催促等を行いません。

## 8. その他

本規定に定めのない事項については、「ファイル伝送による預金口座振替契約書」および本サービスの共通利用規定によるものとします。

## 第5条 入出金明細照会、振込入金明細照会

### 1. サービス内容

入出金明細照会、振込入金明細照会とは、契約者からのパソコンによる依頼に基づき、当行所定の方法により代表口座・利用口座について振込入金明細・入出金明細の口座情報を当行所定の方法で提供するサービスをいいます。

### 2. 提供内容の変更・取消等

契約者からの依頼に基づき当行が提供した口座情報は、その内容を当行が証明するものではありません。  
振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、提供後であっても取引内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、変更・取消により生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 3. 口座情報の保有期間

当行が提供する口座情報の保有期間は、当行所定の期間内とします。

### 4. 提供データの形式

当行が契約者へ提供する口座情報データは、全国銀行協会で定められたデータフォーマットの他、当行所定の形式とします。

以上

